

6 環境騒音の状況

1 目的

騒音規制法第 21 条の 2 の規定に基づき、道路に面する地域以外の一般地域における騒音について、環境基準の達成状況を把握するため、測定を実施しました。

2 測定期間 : 令和 6 年 7 月～12 月

3 測定地点 (表-1 参照)

道路に面する地域以外の一般地域 (騒音に係る環境基準の類型指定地域内) において、平、小名浜、勿来等の地区を代表する 10 地点を選定しました。

4 測定結果の概要

測定結果は、表-1 に示すとおりです。すべての地点で昼夜間ともに環境基準を達成しました。

表-1 測定地点及び結果

No.	測定地点	用途地域	類型	測定結果		環境基準	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	中央台鹿島 1 丁目地内 (大気汚染常時監視局 (中央台局))	第 1 種低層住居専用地域	A	49	44	55	45
2	平下高久字水門地内 (高久公民館)	市街化調整区域	B	49	40		
3	平荒田目字高原地内 (夏井公民館)	市街化調整区域	B	49	43		
4	小名浜大原字六反田地内 (環境監視センター)	第 1 種住居地域	B	49	43		
5	渡辺町田部字深町地内 (渡辺公民館)	市街化調整区域	B	48	41		
6	泉町滝尻字高見坪地内 (大気汚染常時監視局 (滝尻局))	第 1 種住居地域	B	48	45		
7	金山町朝日台地内 (大気汚染常時監視局 (金山局))	市街化調整区域	B	50	40		
8	錦町重殿地内 (大気汚染常時監視局 (上中田局))	準工業地域	C	42	44	60	50
9	常磐湯本町栄田地内 (大気汚染常時監視局 (常磐局))	第 1 種住居地域	B	52	42	55	45
10	四倉町狐塚字松橋地内 (大気汚染常時監視局 (四倉局))	市街化調整区域	B	49	42		

(単位: デンベル)

- (注) 1 用途地域とは、都市計画法に定める用途地域を示します。
 2 類型とは、騒音に係る環境基準の類型を示します。
 3 昼間とは午前 6 時から午後 10 時まで、夜間とは午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間帯を示します。